

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年二月二七日外務省令第九号）
この省令は、公布の日から施行し、平成八年八月一日から適用する。

附則（平成九年三月三十一日外務省令第三号）
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年二月二五日外務省令第一号）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規規則」という。）別表の規定は、平成九年八月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成九年八月分から十二月分までの研修員手当の号の適用に関する規則の別表については、その者に係る新規規則別表に定める号がその者に係るこの省令による改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下の号を適用するときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附則（平成一〇年三月三十一日外務省令第五号）
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一一年二月二六日外務省令第二号）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規規則」という。）別表の規定は、平成一〇年八月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成一〇年八月分から平成一一年二月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規規則別表に定める号がその者に係るこの省令による改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附則（平成一一年三月三十一日外務省令第四号）
この省令は、平成一一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年八月二七日外務省令第七号）
この省令は、平成一二年九月一日から施行する。

附則（平成一二年二月二九日外務省令第九号）

この省令は、平成一二年十二月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表のうち大韓民国の部分は、平成一一年八月一日から適用する。

附則（平成一二年二月二日外務省令第一〇号）
この省令は、平成一二年一月一日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日外務省令第六号）
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年七月二七日外務省令第七号）
この省令は、平成一二年八月一日から施行する。

附則（平成一二年二月二七日外務省令第二号）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規規則」という。）別表の規定は、平成一二年八月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成一二年八月分から十二月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附則（平成一三年三月三十一日外務省令第九号）
この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年二月二八日外務省令第一三三号）
この省令は、平成一四年一月一日から施行する。

附則（平成一四年三月三十一日外務省令第六号）
この省令は、平成一四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年七月三十一日外務省令第一〇号）
この省令は、平成一四年八月一日から施行する。

附則（平成一四年二月二七日外務省令第一一号）
この省令は、平成一五年一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規規則」という。）別表の規定は、平成一四年十一月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規規則」という。）別表の規定は、平成一四年十一月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成一四年十一月分及び十二月分の研修員手当の号については、その者に係る新規規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附則（平成一五年三月三十一日外務省令第一三三号）
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月三〇日外務省令第一九号）
この省令は、平成一五年八月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月二九日外務省令第二三三号）
この省令は、平成一五年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規規則」という。）別表の規定は、平成一五年八月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規規則」という。）別表の規定は、平成一五年八月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成一五年八月分から十月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附則（平成一五年二月二九日外務省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規規則」という。）別表の規定は、平成一五年八月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成一五年八月分から十二月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附則（平成一六年三月三十一日外務省令第八号）
この省令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月三〇日外務省令第一〇号）
この省令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二九日外務省令第二二号）
この省令は、平成一六年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成一六年八月一日から適用する。

附則（平成一六年二月二七日外務省令第三三三号）
この省令は、平成一七年一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成一六年八月一日から適用する。

附則（平成一七年三月三十一日外務省令第五号）
この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年二月二一日外務省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成一七年八月一日から適用する。

附則（平成一八年三月三十一日外務省令第八号）
この省令は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年七月二六日外務省令第一一号）
この省令は、平成一八年八月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二八日外務省令第一号）

附 則 (平成三〇年二月二七日外務省令第一四号)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月三〇日外務省令第五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月三一日外務省令第四号)

この省令は、令和元年八月一日から施行する。

附 則 (令和元年一〇月三〇日外務省令第六号)

この省令は、令和元年十一月一日から施行する。

附 則 (令和元年十二月二六日外務省令第一一号)

この省令は、令和二年一月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日外務省令第六号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年七月二八日外務省令第九号)

この省令は、令和二年八月一日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月三〇日外務省令第一一号)

この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

附 則 (令和二年十二月二四日外務省令第二三三三号)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月五日外務省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の別表の規定は、令和三年一月一日から適用する。

附 則 (令和三年三月三一日外務省令第七号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日外務省令第九号)

この省令は、令和三年八月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日外務省令第一一号)

この省令は、令和三年十一月一日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二四日外務省令第二三三三号)

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

次に掲げる別表の規定は、当該別表に定める日から適用する。

一 この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在インドネシア、在中華人民共和国、在オーストラリア、在ニュージーランド、在バヌアツ、在フィジー、在カナダ、在アイスランド、在アイルランド、在イタリア、在英国、在エストニア、在オランダ、在北マケドニア、在スウェーデン、在スペイン、在スロバキア、在スロベニア、在チェコ、在ドイツ、在ノルウェー、在バチカン、在フランス、在ベルギー、在ポルトガル、在ラトビア、在ルクセンブルク、在イスラエル、在ガボン、在カメルーン、在コートジボワール、在セネガル、在ブルキナファソ、在ベナン、在ボツワナ及びマリの各日本国大使館並びに在広州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島、在バリス、在メルボルン、在オークランド、在カルガリー、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール、在エディンバラ、在バルセロナ、在デュッセルドルフ、在ハンブルク、在フランクフルト、在ミュンヘン及び在ストラスブルクの各日本国総領事館に係る同表の規定 令和三年八月一日

二 この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在ザンビア日本国大使館に係る同表の規定 令和三年十一月一日

附 則 (令和四年三月二五日外務省令第四号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年七月二九日外務省令第七号)

この省令は、令和四年八月一日から施行する。

附 則 (令和四年八月三一日外務省令第八号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の別表の規定は、令和四年八月一日から適用する。

附 則 (令和四年一〇月二八日外務省令第一一号)

この省令は、令和四年十一月一日から施行し、この省令による改正後の別表の規定(在ラオス、在ドミニカ共和国、在ジョージア、在ブルガリア、在ボスニア・ヘルツェゴビナ、在ロシア、在アフガニスタン、在ザンビア、在ジンバブエ及び在南スーダンの各日本国大使館並びに在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に係る部分を除く。)は、令和四年八月一日から適用する。

附 則 (令和四年十二月二二日外務省令第一三三三号)

この省令は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

附 則 (令和五年一月二〇日外務省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

一 この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在ウクライナ日本国大使館に係る同表の規定 令和四年八月一日

二 前号に掲げる規定以外の規定 令和五年一月一日

附 則 (令和五年三月三一日外務省令第九号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年七月三一日外務省令第二二二二号)

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

附 則 (令和五年十一月一日外務省令第一三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年十二月二七日外務省令第一七七号)

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日外務省令第八号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表(第一条関係)

一 大使館

別 の 地 国	区 分					号別月額
	1号	2号	3号	4号	5号	
アジア	0 7 5 3 1 円	0 7 4 3 1 円	0 7 3 3 1 円	0 7 2 3 1 円	0 7 1 3 1 円	1号
	0 0 6 6 6 円	0 0 5 5 5 円	0 0 4 4 4 円	0 0 3 3 3 円	0 0 2 2 2 円	2号
	0 7 5 2 1 円	0 7 4 2 1 円	0 7 3 2 1 円	0 7 2 2 1 円	0 7 1 2 1 円	3号
	0 0 5 5 5 円	0 0 4 4 4 円	0 0 3 3 3 円	0 0 2 2 2 円	0 0 1 1 1 円	4号
	0 7 5 2 1 円	0 7 4 2 1 円	0 7 3 2 1 円	0 7 2 2 1 円	0 7 1 2 1 円	5号
	0 0 6 6 6 円	0 0 5 5 5 円	0 0 4 4 4 円	0 0 3 3 3 円	0 0 2 2 2 円	1号
	0 7 5 2 1 円	0 7 4 2 1 円	0 7 3 2 1 円	0 7 2 2 1 円	0 7 1 2 1 円	2号
	0 0 5 5 5 円	0 0 4 4 4 円	0 0 3 3 3 円	0 0 2 2 2 円	0 0 1 1 1 円	3号
	0 7 5 2 1 円	0 7 4 2 1 円	0 7 3 2 1 円	0 7 2 2 1 円	0 7 1 2 1 円	4号
	0 0 6 6 6 円	0 0 5 5 5 円	0 0 4 4 4 円	0 0 3 3 3 円	0 0 2 2 2 円	5号
大洋州						
北米						
中南米						
欧州						

重慶	0,3円	91号					0705円	77号	0757円	66号	07
	77						0,4	66号	0,0	11	0
青島	0,5	92号					0795円	77号	0746円	66号	07
上海	043円						0,2	77号	0,9	22	0
海州	0	93号					0785円	88号	0736円	66号	07
	73円						0,1	77号	0,8	33	0
	05	94号					0775円	99号	0726円	66号	07
	03						0,0	88号	0,7	44	0
	,						0764円	11号	0716円	66号	07
	007243円	95号					0,8	88号	0,6	55	0
	,						0744円	22号	0706円	66号	07
	0713円	96号					0,7	88号	0,5	66	0
	0						0734円	33号	0796円	66号	07
	03円	97号					0,6	88号	0,3	77	0
	02						0724円	44号	0786円	66号	07
	0,						0,5	55号	0,2	88	0
	7						0714円	66号	0776円	66号	07
イチ	73円	98号					0,4	88号	0,1	99	0
チェン	00						0704円	77号	0766円	77号	07
ンマ	09,						0,3	88号	0,0	00	0
ミン	72円	99号					0794円	88号	0755円	77号	07
ホー	09						0,1	88号	0,9	11	0
ンチ	08,						408,	99号	0745円	77号	07
ンダ	0772円	001号					7000		0,8	22	0
ナ	0,8						0397,	89号	0735円	77号	07
	007672円	11号					7,		0,7	33	0
	,						70		0725円	77号	07
	007452円	201号					0		0,6	44	0
	,						0763円	99号	0715円	77号	07
	007342円	301号					0,8	00	0,5	55	0
	007232円	401号									
	007122円	501号									
	,										

7200円	106号										
7100円	107号										
7000円	108号										
7000円	109号										
7000円	110号										
7000円	111号										
7000円	112号										
7000円	113号										
7000円	114号										

※ 在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

濟州
釜山
セブ
ダバオ
シドニー
ブリスベ
メルボル
パース
バンクーバー
トロント
カルガリー
モントリオール